

諮詢書

佐市交第152号
平成30年12月12日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市自動車運送事業管理者

伊東博己

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 諒問事項

佐賀市交通局が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諒問理由

交通局では、バスが関係する事故の適正な処理、事故の抑止及び乗務員の安全運転に対する意識向上を目的として、平成24年2月3日付け佐市交第199号でバス車両へのドライブレコーダー設置について諮問し、平成24年2月21日付け答申第33号で適当なものであるとの答申を受けている。

今回、交通局のバス車両以外の公用車においても、事故の適正な処理と職員の安全運転意識の向上を目的として、ドライブレコーダーを設置することとした。

また、既に設置しているデジタルタコグラフの運用基準と合わせて「佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準」として基準の改正を行うこととした。

3 公用車への設置時期

平成31年1月から

4 運用基準の改正時期

即日施行

5 ドライブレコーダーの概要

(1) 設置場所及び台数

- ・バス車両（70台）は、1台につきドライブレコーダー1台（カメラ4～5基）設置
- ・バス車両以外の公用車（4台）は、1台につきドライブレコーダー1台（カメラ1基）設置

(2) 記録する情報及び保存方法

- ・バス車両に設置しているドライブレコーダーは、運行中の車両前方、側方及び車内の映像情報、乗務員周辺を中心とした車内の音声情報を記録する。バス車両以外の公用車に設置するドライブレコーダーは、走行中の車両前方の映像情報を記録する。
- ・記録した映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）は、設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- ・保存する記録データがメモリーカード容量の上限に達したときは、古い記録データに新しい記録データを順次上書きすることで、古いデータを自動的に完全消去する。
- ・バス車両以外の公用車に設置するドライブレコーダーは、事故等が発生した場合は、その衝撃をセンサーが感知して上書きを防止し、事故等発生時の記録データを自動で保存する。

(3) 機器の管理

- ・メモリーカード及び読み取り装置（リーダーライター）、解析ソフトは専用のものを使用する。
- ・セキュリティ対策として、読み取り装置（リーダーライター）と接続する解析用パソコンは、パスワード等を設置し、管理責任者及び取扱者のみ取扱う。
- ・ドライブレコーダーは、メモリーカードを装着したままとし、車両の運用時間外は、車両のドアを開かない状態にする。
- ・視聴等のためにメモリーカードを車外に持ち出した場合は、交通局庁舎内の施錠可能なキャビネット等に保管する。

(4) 掲示及び広報

- ・バス車両内及び車外に「ドライブレコーダー作動中」などと明記した表示を行い、乗客等に周知する。

(5) 記録データの取扱い

- ・記録データは、「佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準」に基づき、ドライブレコーダーの管理責任者及び取扱者が取扱う。
- ・記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したものに限定する。
- ・記録データを複写する必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去する。

6 記録データの視聴及び外部提供等

記録データの視聴及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び「佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準」に基づき取扱う。

具体的には、法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があった場合や、事故等の状況確認や原因調査のために事故等の相手方（相手方の代理人含む）と交通局の双方で記録データを視聴・確認する場合、及び交通局関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者等）が視聴・確認する場合、または、バス車両の運行に関する苦情等の対応に関し、管理責任者及び取扱者が運転状況を把握するため視聴・確認する場合が考えられる。

佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準

(目的)

第1条 この基準は、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの取扱い及び適正な運用に関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に運用し、適切な事故処理、事故防止並びに交通安全運行に関する指導及び教育に資するものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 保有する全ての車両前方の映像情報並びにバス車両側方及び車内の映像情報及び音声情報を記録する装置をいう。
- (2) デジタルタコグラフ 運行記録計の一種で、バス車両の運行にかかる速度、エンジン回転数、時間等（以下「運行記録等」という。）を自動的に記録する装置をいう。
- (3) 記録データ ドライブレコーダー又はデジタルタコグラフにより記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報、音声情報及び運行記録等をいう。

(ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、佐賀市交通局が保有する全ての車両にドライブレコーダーを設置し、バス車両にデジタルタコグラフを設置する。

- 2 ドライブレコーダーは前方に向けて設置する。また、バス車両のドライブレコーダーは、前方に向けるものほか、側方及び車内に向けて設置する。
- 3 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの作動時間は、各車両の運用時間とする。
- 4 ドライブレコーダーを設置したバス車両には、乗客及び通行人から見えやすい場所にドライブレコーダーが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、業務課長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを取扱う者（以下「取扱者」という。）は、業務課副課長、業務課係長、運行管理者、整備管理者及びダイヤ編成担当者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に取り扱わなければならない。

(記録データの取扱い)

- 第6条 記録データは、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ本体内に装着したメモリーカードに記録する。
- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。
 - 3 記録データを取り扱うことができるパソコン（以下「解析用パソコン」という。）は、管理責任者が指定する。
 - 4 解析用パソコンは、管理責任者及び取扱者に限り操作することができる。
 - 5 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
 - 6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

(記録データの視聴の制限)

第7条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。

- (1) 交通局関係者（管理責任者、取扱者、運転者、当該運転者の上司及び同乗者並びに佐賀市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等をいう。以下同じ。）が、保有する車両の交通事故の状況把握並びに当該事故等の原因分析及び究明（以下「保有する車両事故の状況把握等」という。）を行うとき。
- (2) 交通局関係者と事故の相手方（相手方が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等を含む。）が、保有する車両事故の状況把握等を行うとき。
- (3) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行中における、ヒヤリハット情報の収集、分析等を行うとき。
- (4) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に当たり、道路状況、所要時間、乗客の乗降数等の調査及び研究の資料作成を行うとき。
- (5) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に関する苦情等の対応に関し、運転状況の把握を行うとき。
- (6) 管理責任者及び取扱者が、乗務員の運転技術並びに接客及び接遇の向上のために、記録データを補助的に使用して指導及び教育を行うとき。

(記録データの外部提供の制限)

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項ただし書に該当する場合に限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項第5号の規定による佐賀市個人情報保護審査会の意見を聴いたものとして取扱う。

- (1) 保有する車両事故の状況把握等を行うために、佐賀市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等に記録データを提供するとき。
- (2) 直接関与しない事故等の状況把握等のために、記録データ提供の申し出を受け、特に必

- 要であると管理責任者が認めるとき。
- 2 前項の規定により、外部提供を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(保守点検)

第9条 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフは、機能維持のため定期的に整備工場で保守点検を行うこととする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの取扱い及び適正な運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成24年2月21日から実施する。

附則

この基準は、平成24年9月12日から実施する。

附則

この基準は、平成 年 月 日から実施する。

現 行	改正後（案）
佐賀市交通局記録型ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ設置運用基準	佐賀市交通局_____ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ_____運用基準
（目的）	（目的）
第1条 この運用基準は佐賀市交通局のバス車両における記録型ドライブレコーダー（以下、「ドラレコ」という。）・デジタルタコグラフ（以下、「デジタコ」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報及び音声情報・運行情報（以下、「記録データ」という。）の取扱い_____に関し必要な事項を定めることにより、ドラレコ・デジタコ_____及び記録データを適正に運用し、適切な事故処理及び事故防止、交通安全運行に関する指導・教育に資するものとする。	第1条 この_____基準は、_____ドライブレコーダー_____、_____デジタルタコグラフ_____及び_____記録データ_____の取扱い及び適正な運用に関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に運用し、適切な事故処理、事故防止並びに交通安全運行に関する指導及び教育に資するものとする。
（定義）	（定義）
第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、_____当該各号に定めるところによる。
（1）ドラレコ：バスの車内外の映像及び音声を撮影、記録する装置をいう。	（1）ドライブレコーダー：保有する全ての車両前方の映像情報並びにバス車両側方及び車内の映像情報及び音声情報を記録する装置をいう。
（2）デジタコ：運行記録系の一種で、車両の運行にかかる速度・エンジン回転数・時間等を自動的にメモリーカード等に記録する装置	（2）デジタルタコグラフ：運行記録計の一種で、バス車両の運行にかかる速度、エンジン回転数、時間等（以下「運行記録等」という。）を自動的に_____記録する装置をいう。
（3）記録データ：ドラレコ・デジタコにより記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録された映像情報及び音声情報・運行記録等をいう。	（3）記録データ：ドライブレコーダー又はデジタルタコグラフにより記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報、音声情報及び運行記録等をいう。
（4）管理責任者：ドラレコ・デジタコ及び記録データを管理する者をいう。	
（5）取扱者：管理責任者よりドラレコ・デジ	

タコ及び記録データの操作・取扱いの許可を受けた者をいう。

(ドラレコ・デジタコの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、佐賀市交通局が保有するバス車両にドラレコ・デジタコを設置する。

2 ドラレコの撮影カメラは、前方撮影用及び車内撮影用に、バス車内に

設置する。

3 ドラレコ・デジタコの作動時間は、バス運行時間とする。

4 ドラレコを設置したバス車両には、乗客及び通行人から見えやすい場所にドラレコが作動中である旨の表示をするものとする。

5 デジタコを設置したバス車両には、運転席から見えやすい場所にデジタコ搭載車両である旨の表示をするものとする。

(管理責任者の責務)

第4条 ドラレコ・デジタコ及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者をおく。

2 管理責任者は、業務課長とする。

3 管理責任者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 取扱者を業務課副課長、業務課係長、整備管理者及び管理責任者が認めた者とする。

2 取扱者は、この基準を遵守し、ドラレコ・

(ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、佐賀市交通局が保有する全ての車両にドライブレコーダーを設置し、バス車両にデジタルタコグラフを設置する。

2 ドライブレコーダーは前方に向けて設置する。また、バス車両のドライブレコーダーは、前方に向けるもののほか、側方及び車内に向けて設置する。

3 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの作動時間は、各車両の運用時間とする。

4 ドライブレコーダーを設置したバス車両には、乗客及び通行人から見えやすい場所にドライブレコーダーが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、業務課長とする。

3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを取扱う者(以下「取扱者」という。)は、業務課副課長、業務課係長、運行管理者、整備管理者及びダイヤ編成担当者とする。

2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレ

<p><u>デジタルタコグラフ</u>及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。</p>	<p><u>コーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に取り扱わなければならぬ。</u></p>
<p>(記録データの取り扱い)</p>	<p>(記録データの取り扱い)</p>
<p>第6条 記録データは、ドライブレコーダー及び<u>デジタルタコグラフ</u>本体内に装着したメモリーカードに記録する。</p>	<p>第6条 記録データは、ドライブレコーダー及び<u>デジタルタコグラフ</u>本体内に装着したメモリーカードに記録する。</p>
<p>2 メモリーカードは、ドライブレコーダー及び<u>デジタルタコグラフ</u>の本体内に常時装着するものとし、第7 条に定める場合にのみ本体から取り出し、読み取り装置(リーダーライター)を介しメモリーカード内の記録データを解析用パソコン内の記録媒体に複写・保存することができる。必要とする記録データの複写・保存が完了したメモリーカードは施錠可能な保管庫に保管する。また、解析用パソコン内に複写・保存したデータは使用目的完了後、速やかに消去する。</p>	<p>2 メモリーカードは、ドライブレコーダー及び<u>デジタルタコグラフ</u>の本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。</p>
<p>3 解析用パソコンの操作はパスワード等により限定した者のみ可能とする。</p>	<p>3 記録データを取り扱うことができるパソコン(以下「解析用パソコン」という。)は、管理責任者が指定する。</p>
<p>4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工はしてはならない。</p>	<p>4 解析用パソコンは、管理責任者及び取扱者に限り操作することができる。</p>
<p>(記録データの利用目的)</p>	<p>(記録データの視聴の制限)</p>
<p>第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。</p>	<p>第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。</p>
<p>(1) バス事故等発生時における、事故分析、原因究明、乗務員指導に必要な場合</p>	<p>(1) 交通局関係者(管理責任者、取扱者、運転者、当該運転者の上司及び同乗者並びに佐賀</p>

	市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等をいう。以下同じ。) が、保有する車両の交通事故の状況把握並びに当該事故等の原因分析及び究明(以下「保有する車両事故の状況把握等」という。)を行うとき。
(2) _____ 運行中における、安全運転やヒヤリハット情報の収集と分析等に必要な場合	(2) 交通局関係者と事故の相手方(相手方が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等を含む。)が、保有する車両事故の状況把握等を行うとき。
(3) _____ バス _____ 運行にあたり、道路状況・所要時間・乗客の乗降数等の調査・研究の資料作成の場合	(3) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行中における、_____ヒヤリハット情報の収集、分析等を行うとき。
(4) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合	(4) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に当たり、道路状況・所要時間・乗客の乗降数等の調査及び研究の資料作成を行うとき。
	(5) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に関する苦情等の対応に関し、運転状況の把握を行うとき。
	(6) 管理責任者及び取扱者が、乗務員の運転技術並びに接客及び接遇の向上のために、記録データを補助的に使用して指導及び教育を行うとき。
(記録データの開示・提供等の制限)	(記録データの外部提供の制限)
第8条 法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理責任者、取扱者及び乗務員以外の者に記録データの開示・貸与・閲覧・複写提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。	第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項ただし書に該当する場合に限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項第5号の規定による佐賀市個人情報保護審査会の意見を聴いたものとして取扱う。
(1) _____ 事故・苦情等の対応に関する状況の確認を必要とする場合。	(1) 保有する車両事故の状況把握等を行うために、佐賀市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等に記録データを提供するとき。
(2) _____ 特に必要であると管理責任者が認める場合	(2) 直接関与しない事故等の状況把握等のために、記録データ提供の申し出を受け、特に必要であると管理責任者が認めるとき。

(指導・教育)

第9条 乗務員の運転技術及び接客・接遇の向上のために、ドラレコ・デジタコ及び記録データを補助的に使用し指導・教育する場合には、適切な指導・教育を行わなければならない。

(保守点検)

第10条 ドラレコ・デジタコ
の機能維持のため定期的に整備工場
で保守点検を行うこと

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、ドラレコ・デジタコの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が定める。

附則

1 この基準は、平成24年2月21日から実施する。

附則

2 この基準は、平成24年9月12日から実施する。

2 前項の規定により、外部提供を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(保守点檢)

第9条 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフは、機能維持のため定期的に整備工場で保守点検を行うこととする。

(季任)

第10条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの取扱い及び適正な運用に関する必要な事項は管理責任者が別に定めろ

附則

この基準は、平成24年2月21日から実施する。

附則

この基準は、平成24年9月12日から実施する。

附則

この基準は、平成 年 月 日から
実施する。

The collage includes:

- A top-left inset showing a camera mounted on a tripod with a blurred background.
- A top-right inset showing a camera mounted on a car dashboard.
- A large central image of a camera unit with a lens and a "Soft" logo.
- A left side image of a camera unit with a lens and a "Soft" logo.
- A middle section showing a camera mounted on a tripod with a blurred background.
- A right side image of a camera mounted on a car dashboard.
- A top row of icons:
 - HD 1080P
 - 高画質 HD
 - GPS
 - 27
 - LED
 - 音楽機能
- A middle row of icons:
 - 音楽機能
 - LED ライト機能
 - ナイトビジョン
 - 1224
 - ナビゲーション
 - ナビゲーション
- A bottom row of icons:
 - ブルーレイディスク取付
 - タッチパネル取付
 - ドライブレコーダー接続方法は2種類
 - 2017/02/09 12:34:56
 - 注: GPS機能はDC-DR4.1のみとなります。
 - ナビゲーション

